

## 令和5年度愛知県新型コロナワクチン小児接種支援金交付要綱

### (通則)

第1条 令和5年度愛知県新型コロナワクチン小児接種支援金（以下「支援金」という。）は、小児への新型コロナワクチン接種の促進を図るため、予算の範囲内において医療機関に交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療機関 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同法第1条の5第2項に規定する診療所であつて、新型コロナワクチンの接種実施等に関する委託の集合契約に加入し、新型コロナワクチンの接種を行う医療機関をいう（ただし、地域保健法（昭和22年法律第101号）第18条に定める市町村保健センターを除く）。
- (2) 小児 生後6か月以上11歳以下の者をいう（ただし、1回目接種後12歳になり、小児用ワクチンで2回目接種を行ったものも含む）。
- (3) 障害児入所施設等 別表1の施設をいう。
- (4) 在宅障害児 身体等に障害のある小児で、医療機関又は集団接種会場においてワクチン接種を受けることが困難なため、在宅でワクチン接種を行う必要のある者（(3)に入所していない者で、別表2に該当する者）をいう。
- (5) 個別接種 医療機関が、自院においてワクチン接種を行うことをいう。なお、(6)に定める巡回接種も個別接種に含む。
- (6) 巡回接種 医療機関が、自ら供給を受けた新型コロナワクチンを持って自院以外の場所に赴き、接種を行うことをいう。

### (交付の対象)

第3条 この要綱において交付の対象は、次に掲げる医療機関（以下「対象医療機関」という。）とする。

- (1) 県内で小児に個別接種を行う医療機関
- (2) 県内の障害児入所施設等において小児に巡回接種を行う医療機関
- (3) 県内の在宅障害児に巡回接種を行う医療機関

## 2 対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(交付金額)

第4条 支援金は、予算の範囲内において、第3条第1項に規定する対象医療機関に対し、以下のとおり交付する。なお、予診のみの場合は交付対象外とする。

- (1) 小児への個別接種 接種1回あたり1,000円
- (2) 障害児入所施設等への巡回接種 接種1回あたり1,000円((1)に上乘せ)  
ただし、算定対象は障害児入所施設等の利用者に限る。
- (3) 在宅障害児への巡回接種 訪問1回あたり10,000円((1)に上乘せ)

(交付申請)

第5条 小児への個別接種に係る支援金の交付を受けようとする対象医療機関は、様式第1号に個別接種回数計算書を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 巡回接種に係る支援金の交付を受けようとする対象医療機関は、前項の規定に加えて、巡回接種証明書兼同意書を添えて、知事に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定による申請書の提出期間は、別に定める期間とし、対象医療機関から1部を知事に提出するものとする。
- 4 対象医療機関は、第1項及び第2項の規定に定める書類の他、審査に必要な確認書類について、知事から求められた場合は、速やかに提出するものとする。

(交付決定及び通知)

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査するものとし、適当と認められるときは支援金の交付を決定し、支援金を支給するものとする。

- 2 知事は、前項の審査により、支援金の交付を決定したときは、当該申請者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により交付をしない決定をしたときは、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第13条に定める実績報告は、第5条に定める書類をもって代えるものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(検査等)

第9条 知事は、申請者及び交付金の交付を受けた者に対し、本事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(不当利得の返還)

第 10 条 知事は、支援金の支給の決定を受けた者が、虚偽や不正な手段により支援金の支給を受けようとした事実が判明した場合は、支援金の支給決定の取り消しを行うものとする。

2 知事は、前項の規定による取り消しを行ったときは、取り消された者に対し、その旨を通知するものとする。

3 第 1 項の規定による取り消しを行った時は、知事は期限を付して、すでに交付した支援金の返還を命ずることができる。

(加算金及び延滞)

第 11 条 交付対象者は、前条の規定により支援金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、帰納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、交付対象者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた支援金の額に充てられたものとする。

3 交付対象者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(暴力団の排除)

第 12 条 愛知県暴力団排除条例（平成 22 年愛知県条例第 34 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者は、交付の対象としない。

2 交付の対象者が交付の決定後、前項に該当することとなったとき、又は第 5 条の申請をした当時に前項に該当していたことが判明した時には、交付の決定を取り消すものとする。

(受給権の譲渡、担保の禁止)

第 13 条 支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日に施行する。

別表1（第2条関係）

障害児入所施設等

**【入所施設】**

障害児入所施設

**【通所事業所等】**

※以下の通所・短期入所・宿泊サービスを提供する事業所等

重度障害者等包括支援、短期入所、児童発達支援（医療型を含む）、放課後等デイサービス、地域生活支援事業に係る通所サービス（地域活動支援センター等）

**【その他】**

特別支援学校、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設

※上記は、以下のいずれかの場合に限る

- ・ 県又は市町村の認可、許可、指定又は登録がある。
- ・ 県又は市町村に届出を提出している。
- ・ 国、県又は市町村が実施（委託を含む）している。

別表2（第2条関係）

在宅の障害児等

重症心身障害児、その他知事が認める者